平成２２年（フ）第６７６号
大分県豊後大野市大野町田代1837の２番地
債務者　有限会社拓進建設
代表者代表取締役　工藤　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４１６号
群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3508番地２
債務者　飯ヶ浜幸次
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　哲哉
4　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３８７３号
札幌市中央区南６条東２丁目12番地４　ル・コテ・ドゥ・リヴィエール903号
債務者　河原　真希
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　　猛
4　破産債権の届出期間　平成23年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０９号
奈良県生駒市西菜畑町1595番地
債務者　栄信住建こと　濵口　康信
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　佳苗
4　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３６０７号
名古屋市守山区幸心１丁目720番地　メゾン前田203号
債務者　三宝整体・向井義和こと　鄭　　義和
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　裕喜
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６４１号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地１　102号棟910号室
債務者　加藤　英緒
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　和正
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
千葉県香取市新市場255番地
債務者　藤原銀次郎
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安川　秀穂
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５６号
熊本県菊池市旭志伊坂335番地
債務者　上田　　巖
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　　誠
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
大分県中津市大字定留831番地
債務者　友松　達哉
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　昭広
4　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月28日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０号
兵庫県南あわじ市倭文安住寺876番地３　谷守引一方、住民票上の住所兵庫県南あわじ市八木養宜上1021番地92
債務者　西出　力造
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９２号
宮崎市大字本郷北方4447番地24
債務者　下窪　修二
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩地　陽介
4　破産債権の届出期間　平成23年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１９号
埼玉県川越市新宿町４丁目９番地９　市川荘201号室、前住所埼玉県川越市富士見町25番地15　ビューハイツ富士見201号室
債務者　青木　　**隆**
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　聡治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９３９号
埼玉県川越市大字寺尾926番地４
債務者　小杉　時夫
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　博章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５号
秋田市旭南３丁目３番29号　渡辺ハイツ202号、前住所秋田市外旭川字大谷地16番地22
債務者　若松　美昭
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　堯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部